

令和6年度 第4回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年2月5日（水）10時00分から12時00分まで
- 2 場 所 松戸市 アートスポット
- 3 出席委員 池邊 このみ 会長
阿部 貴弘 委員 田邊 学 委員 宇津宮 巨一 委員 入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 事 務 局
都市計画課 湯浅課長 他担当者7名
- 7 議 題
議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係る調査審議事項について（公開）
「松戸市景観計画」改定検討について
議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について（非公開）
「松戸市景観表彰」の選考について
- 8 配布資料 松戸市景観審議会委員名簿
次第
資料1-1 松戸市景観計画（改定たたき台）
資料1-2 「松戸市景観計画」改定検討について
- 9 会議経過 開 会

閉 会
- 10 議 事 録 別紙のとおり

令和6年度 第4回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 菊地主幹)

定刻となりましたので、「令和6年度 第4回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。

本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の菊地と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの次第に基づきまして進めさせていただきます。

開催にあたり、街づくり部長よりご挨拶申し上げます。

街づくり部長、よろしくお願いいたします。

<松戸市街づくり部長の挨拶>

街づくり部長の小倉でございます。

本日は、お忙しい中、令和6年度 第4回松戸市景観審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます議題は2件でございます。

1つ目といたしましては、本年度に開催した3回の審議会におきましても多くのご助言をいただきました「松戸市景観計画」改定に向けた検討につきまして、たたき台をお示しさせていただきます。

2つ目といたしましては、「松戸市景観表彰」について、本日最終選考を行っていただくことになります。

それぞれにつきまして、忌憚ないご意見を頂くとともに、ご審議をお願いいたします。

今年度予定しておりました審議会は、本日をもって全て無事開催することができました。本市の景観形成に関し多大なるお力添えをいただき感謝申し上げますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。

事務局 菊地主幹)

ありがとうございました。

まず、議事に移る前に、事務局よりご報告させていただきます。

本日の審議会でございますが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。

従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づきます、開催要件「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「入江委員」をお願いいたします。

また、今年度予定しておりました審議会は、本日が最後となりますので、今年度諮問しております「景観計画の変更に関する事」、「景観表彰に関する事」、「良好な景観の形成に係る事項に関する事」につきましては、本日及びこれまでの審議内容をもって、答申をいただく予定となっておりますこと申し添えます。

報告は以上となります。

それでは、この後の進行につきまして、池邊会長、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

これより議事の進行を務めさせていただきます。

審議会に先立ちまして、会議の公開について確認をいたします。

当審議会は、松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により、「審議会の会議は公開を原則とする、ただし、審議会において会議を公開しないと認めたときは、この限りでない」としておりますが、公開の可否を確認するにあたり、本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 菊地主幹)

審議会の議事について、ご説明いたします。

本日の議事は、

報告事項 「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について

議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係る調査審議事項について

「松戸市景観計画」改定検討について

議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について

「松戸市景観表彰」の選考について

としております。

併せて、配布資料について確認をさせていただきます。

資料といたしまして、

1. 次第
2. 松戸市景観審議会委員名簿
3. 資料1-1 松戸市景観計画（改定たたき台）
4. 資料1-2 松戸市景観計画改定検討について
5. 資料2 「松戸市景観表彰」の選考について
6. 参考資料1 物件概要
7. 参考資料2 三次審査結果
8. 参考資料3 過去の表彰物件との比較

となります。

このうち、議題(2)「松戸市景観表彰」の選考については、検討段階の内容を含むため、非公開とさせていただきますと考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

以上、事務局が説明したとおりの議案となります。

本日の審議会に付議されております、議題(2)「松戸市景観表彰」の選考につきましては、検討段階の未確定な情報を取り扱っております。

これは、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報に該当し、当該情報が公開された場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、審議会等の公開に関する要綱第3条の規定により、非公開にしたいと思いますが、皆さまご異議はございませんでしょうか。

委員)

(異議なし)

池邊会長)

ご異議がないようですので、本日の会議のうち、報告事項、議題(1)は公開、議題(2)は非公開とさせていただきます。

それでは、公開の議題における傍聴人について、事務局に報告を求めます。

事務局 菊地主幹)

本日の傍聴の申し出について、報告いたします。

本日の審議会については、会場の広さを考慮し、定員を10名で設定させていただきました。

傍聴の申し出は、ございません。

池邊会長)

事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんでした。

それでは、議事にうつります。

報告事項 (仮)「松戸駅周辺公共サイン整備」について

事務局より説明をお願いします。

事務局 井本主査)

おはようございます、都市計画課の井本と申します。それではまず報告事項の松戸駅周辺公共サインの整備につきまして、現在の進捗状況を報告させていただきます。

(配布資料はありませんので)スライドをご覧くださいのですが、昨年度、景観審議会にお諮りさせていただきました、松戸駅周辺公共サインの整備計画を策定いたしました。ご覧のスライドは整備計画の抜粋となります。

整備範囲につきましては、このスライド左側の松戸駅周辺の範囲でありまして、番号が記載された部分に各種案内サインを整備する予定でございます。具体的には、松戸駅のデッキ上や駅前には、核となる総合案内サイン(左側の地図の赤く書かれた部分)を整備して、その周辺の主要な位置に周辺案内サインを整備いたします。さらに主要な交差点に、矢羽根や立板の誘導サインを整備していく予定でございます。また、この地図にプロットしているもの以外に、位置サイン、説明サイン、規制サインにつきましても、景観配慮型のものに新設、(もしくは既存のものを)新しいものにリニューアルをする予定でございます。

今年度から、整備計画に基づきまして、実施設計を進めておりまして、今年度実施設計ができたものから、来年度より順次工事を進めていく予定でございます。

こちらが具体的なサイン設置のイメージになりまして、実施設計にあたっては地元の方々の意見も取り入れるべく、我々職員の方で手づくりでダンボールの模型をつくりまして、この場所にはこういうものが建つというのを直接見ていただきながら、一緒に検討を行いました。それがその時の写真でございます。まち歩きを行いいただいた意見として、例えばこの場所は人がほとんど通らないので、ここにはサインがなくても良いのではないかとすとか、逆にこの場所はすごく人通りが多いので設置した方が良いのではないかとというたような、どの位置に、どのような設置するのがわかりやすいのかということで

意見をいろいろ伺うことができましたので、いただいた意見を取り入れながら、現在順調に設計を進めております。また、設計にあたりましては、景観アドバイザーの田邊先生、宇津宮先生からも、景観に配慮した、わかりやすい、見やすいサインとして、アドバイスをいろいろいただきまして、感謝申し上げます。

来年度から工事で具体的な形として現れてきますので、またご報告させていただければと存じます。以上報告とさせていただきます。

池邊会長)

ありがとうございます。ただいまの報告、一緒に地元の方と歩いていただいて場所を決めるということとはあまり他の市ではやっていないんじゃないでしょうか。交通量調査などを行って、もう決めてしまうようなところが多いかなと思いますけれども、非常に重要なことをやっていただいて、しかも手づくりで（サインを）作っていただいて持って歩いていただいたということで、その点では今後、有効に働くのではないかなと思います。

それでは今のご説明に関してご質問、ご意見ございますでしょうか。

阿部委員)

左側の写真の後ろに見えている（横断注意の）サインについて、これは河川管理者が設置しているのでしょうか。

事務局 井本主査)

こちらは道路管理者が設置した乱横断の防止のためのサインになりまして、（まちあるきで）写真を撮ったときには、乱横断の看板を移動させて、そこに設置できるかというところで地元の方と話していたのですが、その後、もう少し左側に設置したほうが良いという形になりまして、結果としては後ろに看板などがない場所に設置という形になりました。

阿部委員)

せっかくいいものを作っても周りのサインなどがそのままとあまりどうなのかなと。いろんな管理者がいて、河川管理者や他の違うところがそれぞれにサインをつけてしまうと、たとえ必要であっても見にくくなってしまうから、ぜひ協議をしてやりかえるときには整備していただければと思います。担当者が変わってしまうかもしれないですが、申し送り事項として継続的にサイン整備をしていただきたいと思います。

事務局 井本主査)

規制サインに関しましても道路部局には話をしております、景観に配慮したものにしていくということで検討はしておりますので、今後も継続的に連携をしながら進めて参ります。

池邊会長)

今回は公共サインについてのご報告だったのですけれども、今われわれは民間の方にできるだけ色などに配慮してほしいと伝えている最中に、このようなオレンジが目立つサインが、ここまでの大きさで

必要かということを含め、なかなか市役所だけじゃなくて警察協議も変えるということは非常に難しいということは重々承知しておりますけれども、そこまで大きくなくても、高齢者でも小さい子でも見えるので、注意看板そのものもセンスが問われる時代だと思いますので、（近隣の）柏や流山、金町などもよくなってきていますので、そういうことも含めて松戸もセンスがよい街だと言われるような、もともとから格式のある空間のある街だと認識しておりますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

他にご質問、ご意見はありますでしょうか。他になければ、報告事項についてはよろしいでしょうか。
続きまして、議題（１）「松戸市景観計画」改定検討について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 菊地主幹）

それでは議題に移らせていただきます。

本議題の審議に当たりまして、松戸市景観条例施行規則第 18 条第 4 項の規定により、当該計画改定業務の委託業者であります株式会社八千代エンジニアリングのご担当者様にご出席いただいております。必要に応じて質問等への対応をお願いする場合がありますのでご了承ください。

事務局 藤島主事）

議題（１）「松戸市景観計画」改定検討についてご説明いたします。

始めに、資料の説明をさせていただきます。資料 1-1「松戸市景観計画（改定たたき台）」の冊子は、修正箇所は赤字で、新規ページは右上に赤字で「新規作成」と記載しております。資料 1-2 パワーポイント資料「松戸市景観計画」改定検討については、たたき台をまとめたものになります。なお、写真は暫定的なものであり今後精査していきます。

改定内容の説明に移ります。パワーポイント資料の 2 ページをご覧ください。改定に向けた全体の流れと現在の段階をお示ししております。本日、審議会で説明いたしますのは、赤字部分となっております。前回の審議会では、調査分析から抽出した課題に対する改定の方向性の整理を行い、それらを反映させた部分的な改定のたたき台をご提示しました。本日の審議会では、主にこれまでのたたき台でご提示していない箇所及び審議会でいただいたご意見を反映させた箇所について説明いたします。

パワーポイント資料の 3 ページをご覧ください。景観計画改定の概要 1. 松戸市の景観とは 資料 1 序章 2、3 ページ まず、序章に本市のイメージする、本市らしい景観や優れた景観について、景観基本計画の 6 つの基本方針を基に写真を用いて市民向けにわかりやすく示しました。

パワーポイント資料の 4 ページをご覧ください。景観計画改定の概要 2. これまでの松戸市の取り組みや実績 資料 1 7 章 79、80 ページ 計画策定後、本市の良好な景観形成を推進していくことを目的に実施してきました、景観表彰や景観フォーラム、景観づくり交流会について紹介するページを作成しました。

パワーポイント資料の 5 ページをご覧ください。景観計画改定の概要 3. 本市が抱える課題への対応 資料 1 2 章 44 から 46 ページ （1）松戸駅周辺景観形成重点地区（屋外広告物型）の指定 景観計画において、指定します松戸駅周辺の景観形成重点地区のエリアに整備予定の「新拠点整備基本計画」の新拠点ゾーンを追加予定でございます。

パワーポイント資料の 6 ページをご覧ください。景観計画改定の概要 3. 本市が抱える課題への対応 （2）資材置き場の柵・携帯電話基地局・太陽光発電設備等の追加 本市で現在、課題となっております資材置き場の柵や、今後課題として懸念される太陽光発電設備について、維持管理も含めた内容を配

慮事項及び行為の制限に追記しております。太陽光発電設備の配慮事項及び行為の制限の基準について資料1 1章 21ページ 農の景観要素に近接する場所で行為を行う場合の配慮事項として「太陽光発電設備等を設置する場合は、高さを抑え、植栽等による修景を行い、農地等から突出しないように工夫する。また、落ち着いた色彩とし、光を強く反射する素材は避ける」と追記しております。また、資料1 3章 48ページ 行為の制限の基準(1)建築物の形態・意匠の制限 項目の形態意匠 設備へ、建築物に付随する場合の制限として、「太陽光発電設備等を屋根や屋上に設ける場合は、光を強く反射する材料を避け、屋根等に馴染む色彩とし、通りから望見できないように屋根等の範囲に収めること。」と追記しました。合わせて、資料1 3章 49ページ 行為の制限の基準(2)工作物の形態・意匠の制限 形態意匠に太陽光発電設備等の項目へ、農地等の平場に設置する際の制限として、「太陽光発電設備等が通りや河川堤防等から望見できる位置に設ける場合は、植栽等による修景を行うこと。敷地周囲に柵等を設ける場合は、前面の緑化に努めること。」と追記しました。また、(1)建築物及び(2)工作物の形態意匠の制限に、維持管理に関する基準も追記しております。

パワーポイント資料の7ページをご覧ください。3.本市が抱える課題への対応(3)みどりの保全・活用、自然環境との共生の追加 本市の特徴的な魅力である豊かなみどりについて、樹林地、農地、個性ある並木や住宅団地等のみどりの保全や活用が求められていることから、今後もみどりの保全や創出を促進するとともに、自然環境との共生を重視し、適切な維持管理について配慮事項及び行為の制限の基準に追記しました。具体的には、①「自然環境との共生」について まず、1章 17ページ 斜面林への配慮へ「緑の連続性や自然環境との共生を重視する」と赤字部分を追記しました。次に、1章 21ページ 市街化調整区域に広がる農の景観要素への配慮へ「田園風景や自然環境との共生に努める」及び「緑化」と赤字部分を追記しました。続きまして、②3章 48、49ページ(1)建築物の形態意匠の制限 外構等の項目 及び(2)工作物の形態意匠の制限、(3)開発行為の制限の基準に周辺の自然やまち並みとの調和及びみどりの管理項目を追加しました。まず、「周辺の自然やまち並みとの調和」について、「緑化(高木・中木・低木・地被類)にあたっては、四季を感じさせる樹種の選定などを基本とし、周辺の自然やまち並みとの調和を図る。」と追記しました。次に、「みどりの管理」について、「除草やせん定など、みどりを適切に管理すること。」と追記しました。また、前回の審議会時、行為の制限の基準 外構等の項目に追記しておりました、「生態系に配慮した樹種(「郷土種」「在来種)」を基本とすること」につきまして、みどりの関係部署と協議した結果、本市には在来種等の樹種リストがなく、現段階では整備が困難であること、開発協議の際にしても緑化率のみ指導までに留まること、いわゆる市の木に外来種が含まれていること、及び今後も市の街路樹に外来種の使用もありうることににより、行為の制限の基準として指導するには課題があることから、先ほどの斜面林や市街化調整区域に広がる農の景観要素の配慮事項に「自然環境との共生」の文言を追記しております。

パワーポイント資料の8ページをご覧ください。4.新たな視点や考え方の追加 本市の上位計画や社会動向等を踏まえ、ウォークアブルな空間づくりやオープンスペースの創出による魅力的な景観形成、多様な水辺とみどりの保全・活用による、うるおいやにぎわいあふれる景観形成等の視点から、景観形成の配慮事項や基準に追加をしました。

パワーポイント資料の9ページをご覧ください。5.景観形成重点地区の追加 特徴的な景観をつくりだしている地区や通り、新たに景観を形成する地区などを対象とし、地域の個性や魅力を創出していくため、住民や地域の合意形成に基づき、新たに地区の景観形成方針や基準を定める「景観形成重点地区」の指定を行うこととしました。今回の改定では、「松戸駅周辺景観形成重点地区(屋外広告物型)」を指定しました。また、景観形成重点地区の制度を整備するにあたり、その選定方針の一つとし、景観

拠点等として挙げられる地区を示したことに伴い、今後の地区指定に向けて、地域ごとの動向を追加しました。具体的な追加箇所につきましては、7章 74 ページから 78 ページとなります。

パワーポイント資料の 10 ページをご覧ください。6. 景観重要公共施設の範囲の明確化 坂川散策路は、景観重要公共施設に指定されている坂川の河川用地に含まれることから、範囲の明確化とし、6章 65 ページ 名称の後ろの（）内及び、69 ページの占用基準の適用範囲にも散策路を追記しました。範囲を明記することにあわせ、6章 67 ページの坂川の整備に関する事項に地域住民による河川清掃や水辺のにぎわい創出の取組により、令和5年度の「かわまち大賞」（国土交通省）に選定されたこと等についても追記しております。また、6章 66、67 ページの景観重要道路に関する事項についても、「常盤平けやき通り・さくら通り」「本土寺旧参道」について、経年変化に合わせて、樹木の整備に関する時点修正をしました。

パワーポイント資料の 11 ページをご覧ください。7. 広域的な景観のあり方 眺望景観への相互影響や連続する景観のつながりなどに配慮が必要であることから、隣接自治体との連携の重要性や、境界における景観計画の取り扱いについて、序章 4 ページ、7 ページ、7章 72 ページに追記しております。

パワーポイント資料の 12 ページをご覧ください。8. 事前協議や提出書類の見直し 景観計画に示された景観形成の配慮事項や行為の制限等について実効性を高められるように、運用面における仕組みの見直しを図りました。また、景観条例規則の必要書類にアイレベルの完成予想図（モンタージュ写真等）の提出を新たに設け、事前協議の際に提案内容等が明確となるようにしました。景観条例の改正及び運用面については、次年度以降に具体的に検討します。

パワーポイント資料の 13 ページをご覧ください。今後のスケジュールについて今回の審議会でのご意見をもとにたたき台を修正してまとめる予定です。また、来年度開催予定のオープンハウスについて、集客が見込まれる場所で、都市計画課主催で行う予定です。候補場所は、キテミテマツド、テラスモール松戸、21 世紀の森と広場等、引き続き検討してまいります。その他、このたたき台をベースに今後、今回の改定により直接的に影響のある松戸駅周辺地区の事業者や坂川地区の関係者との協議も順次進めて参ります。

説明は以上となります。

池邊会長)

ありがとうございました。今の内容については、前回皆様方にご指摘いただいた所を中心に、言葉や内容の修正を事務局の方でしていただいたものになると思いますので、(改定の)内容は皆様概ねわかっていらっしゃるのだと思いますけれども、何か今のご説明、最終的なゴールまで示されているこのスケジュールについて良いかどうか、内容について何かございましたら、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

田邊委員)

今説明いただいた資料 1-2 8 頁目の市街化調整区域における農の景観要素への配慮事項について、「市街化調整区域に広がる農地周辺では、照明の設置は極力抑える。」とあるが、これは言い過ぎではないかと思います。なぜなら、安全管理のためや生活のために照明が使われるというのは当たり前のことなので、この部分(市街化調整区域に広がる農地周辺では、照明の設置を極力抑える。の文言)を取ってしまって、「農地周辺において照明を設置する場合は～配慮する。」という内容になっていれば良いと思います。照明がないと安全性にも差し支えが生じますので、ここは言い過ぎなのではないかと思います。

あと、専門分野ではないですが、緑の取り扱いについて郷土種を推進できないのは、今の時代感覚からずれているような気がしています。たしかに松戸市は、市の木がユーカリの木であったりとか、アメリカ楓がたくさん植わっているということもあり、率先して進める立場になるのは難しいのかもしれないですが、ちょっと、そういう文言が少しでも入っていないと、景観アドバイザーとして関与する際も、外来種となるものがどんどん扱われていっても根拠がないということになってしまいますので、その根拠となる部分は（市で）検討いただいて作っていただければと思いました。

それと、本編の内容のところで、27頁目や57頁目に図版を入れていただいていると思いますが、率直に言って大して専門的なことを示している図ではないので、例えば、27頁目は「住宅地では低めの色温度を基調とします」というのを「暖かい色温度とします」とかに書き換えて、なにも（東京都の良好な夜間景観形成のための建築計画の手引きから）まねをして持ってきているという意思表示をしなくとも、このあたりは成り立つのではないかと考えています。同じように57頁目の図（遠景・中景・近景の振り分け）も、上にある屋外広告物による景観形成の基本的な考え方の表で、低層部は概ね2階以下であることを定義しているので、こういうふうにも他のものから引っ張ってくるほどの図版ではないと思います。このように出典をいれなければいけないようなものであれば景観計画に載せないか、自分で書き直してオリジナルのものにして差し替えるなどが必要であると思います。よそから借り物で作ってきているように見られるのは良くないと思いますし、松戸市のプライドを持って取り組んでいただきたいというのが、意見の趣旨です。

また、松戸市として主体性をもった景観計画や公共サイン計画を進めるうえで、コンサルタントやアドバイザーなどの専門的知見は非常に重要です。誰でもできる業務ではありませんので、市としてもこうした専門家がもつ技術や経験をしっかりと評価し、改定作業の中に位置づけるようにしてください。

池邊会長）

非常に大事なことをご指摘いただきました。農地のところ（市街化調整区域における農の景観要素）はおっしゃるとおりで、最近では農業の生産物を持っていかれてしまうということもありますので、ここでもこういったことを書くことで照明がなくなって治安が悪くなってしまったり、あるいは廃棄物が投棄されてしまったりなど、副次的な問題が起きてしまうことが考えられると思います。このような副次的な問題が起きたときに景観計画に責任があるとされてしまうと困りますので、是非（検討を）お願いしたいと思います。

スケジュールについては、委託業者との間の問題であると思いますが、本来であれば総合評価で重きを置くところに重点を置いて、しかるべき業者が取れるようにするべきかと思います。よく、3年続きは良くないという話もありますが、逆に言えば3年従事しないと、担当者も困るくらい過去の事を知らない業者さんが3年目にただ来て作るということになりますと、結局どこも同じような景観計画ができるだけで、今まで積み上げてきた松戸でのフィールドサーベイなどの知見も失われてしまうという形になりますので、そのあたりは市のほうでも（もちろん色々な入札の規定があることは重々承知しておりますけれども）そういうものに対して、他の業務では外部の審査員が入って内容に重点を置いたコンサルタントさんが選ばれるようになっているかと思っていますので、ぜひそのあたりも注力していただきたいと思います。

そして、その樹種に関わるところで、先ほどお話のあった外来種、地元の郷土種について、都市計画課からすると、本来あるべき公園管理課の松戸の独自種に関するリストがないため指導ができないといった報告をいただいております。

もう一つは、かなり由々しき問題だと思いますが、今後、外来種を導入する可能性も否定できないため、

計画に反映できないという話があります。これについては、日本だけではなく世界的な傾向に歯向かう話にもなるので、松戸市がもしそういうことを想定されているのであれば、少し外から色んなことを言われてしまっても仕方がないと思います。リストがないにしても、基本的にそういうことに配慮するという表現でもかまわないので、入れていただきたいと思います。そうではないと、民間業者が外来種オンリーで計画を出してくることに對して、何の指導もできないということになると思います。公共事業のほうで外来種を導入するというのは何のことを想定しているのかよくわかりませんが、そのあたりもよく考えていただきたいと思います。

私もランドスケープをやっていますので、正直言って日本古来の在来種を入れると矢切の斜面林のように雑木林になってしまってますね。都会の公開緑地が雑木林になってしまっていてシマトネリコ（外来種）の入れすぎなんていう噂もありますけれども、そういうようになっているのがいっぱいあります。結局、管理をしないと雑木林のようになってしまう種が在来種には多いです。日本の固有種というのは手を入れるというのが前提になってきた樹種が多いので、せんだいによって綺麗に景観的にも維持できるものが多いということもございます。外来種のほうがメンテナンスしやすいということもあるとは思いますが、これは世界的な潮流でもあるので検討をお願いします。あとから松戸市が恥ずかしいということにもなりかねないので、もしそれがあるとすれば市長様にも私から直接申し上げようと思いますけれども。

それからやはり、気候温暖化と生物多様性で、地元のもの、海外だと自分たちが排出したCO2の分だけ地元の樹種を中学生や高校生がキャンパス内に植えるなんていうのはドイツではやったりしていますし、そういうようなことを日本は全くやってきていなくて、経済も悪くなって、このあたりはだいぶ遅れている。

また、古いものについて、神宮外苑の問題もしかりですが、どんどん壊すような、海外ではああいうものは貴重に残しながら、新しい建築技術と土木技術を入れながら、いかに古いテクスチャーを活かしつつどう維持していくかを考えるのがトレンドになっているのですが、どうも日本は全部壊して、新しい樹木を植えるということになっていきますので、そのあたりは、今日は保留となってしまうかもしれませんが、関連課とも調整のうえ検討していただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

事務局 湯浅課長)

事務局から発言よろしいでしょうか。

池邊会長)

お願いします。

事務局 湯浅課長)

都市計画課長の湯浅と申します。田邊委員から頂きましたアドバイザー会議に対する思い、大変重く受け止めております。専門技術をご提供していただく方法について、根本的に改めなくてはいけないと感じております。ただちに、事務局の中で考え方を变えていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

ありがとうございます。私も色んなところ（自治体）と接していますが、アドバイザーさんの良いところ

ろは、本当に良いものに仕上がっていくんですね。事業者についている設計者やコンサルタントさんも優秀な方がいらっしゃいますので、そこに少しのアドバイスをしたり、2軒、3軒連なっている時に、位置や樹種をアドバイスすることで、非常に連担性ができ、まちなみの調和が図られるなど、良くなる場合があると思います。ですから、今までは松戸市もあまり民地の公開空地が連担するといったことも少なかったかもしれませんが、市役所や周りの動きでそういう機運もまた生まれてくると思いますので、そういうことも鑑みて検討していただきたいと思いますし、該当課については、樹種のリストみたいなものはぜひ作るべきだということで、作っていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

阿部委員)

資料1-2 6頁の資材置き場について、「低明度・低彩度の落ち着いた色彩とし、光を強く反射する素材は避けること」と記載しているが、光を反射する素材とは具体的にどのようなものでしょうか。

事務局 菊地主幹)

亜鉛メッキのものなどが挙げられます。

阿部委員)

反射が目立つ場合は塗装をしたりするのでしょうか、その場合は何色を想定されていますか。

事務局 菊地主幹)

反射が気になるものについては、景観色に近い茶系などの塗装をお願いすることを想定しています。

阿部委員)

場所にもよると思いますが、もう少しリアリティーのある制限にならないか（検討をしていただきたいと思います。）

それから、緑を適切に管理することと記載があり、おそらく開発が終わったあとの管理に関する内容になると思いますが、管理しているかをどうやってチェックするのが気になりました。事業者は管理計画を提出させるのか、定期的に見回りをするのか、どのように考えていますか。

事務局 山下主査)

現段階で維持管理の細かい運用面まで詰め切れていないですが、事業者が選定する樹種から想定される問題などを指導できるような内容にしたいと考えております。

阿部委員)

行為の制限で何かやる前に指導して、あとは性善説ということでしょうか。事業者に委ねるのでしょうか。

事務局 山下主査)

事業者が選定した樹種を配置することによって、明らかに周辺に迷惑がかかってしまうものに関して、事前協議の段階で指導ができるような仕組みになることを想定しております。

阿部委員)

けっこう大規模なマンションとかだと、管理するというのが、管理組合の粘り強さというか、ちゃんとやるんだという住民のコミュニティ形成につながると思うので、景観計画に書くのであれば、そのあたりを念頭に置きながら計画に反映していったほうがいいと思います。

それから最後に、11頁の隣接自治体との連携については、広域自治体など何か具体的な組織体はあるのでしょうか。書くのは易しいと思いますが、実際に運営するとなると結構大変だと思いますが。

事務局 山下主査)

現時点で、具体的な会議体のようなものを設置することは想定しておりませんが、例えば市境で建築を行う場合などにおいて、隣接自治体との境界付近で大規模な開発等を行う際に、松戸市のみならず、近隣自治体にも景観計画の内容を申し伝えていただくことなどを広域連携として考えております。

阿部委員)

金町の高層マンションが建つ際に、松戸市側にも共有はあったのでしょうか。

事務局 山下主査)

把握していないです。

阿部委員)

なかなか難しいところはあると思いますが、せっかく景観計画に書くのであれば、トライする姿勢で臨んで欲しいと思います。

以上です。

池邊会長)

やはり、資料1-2 7頁の行為の制限の基準に「除草やせん定など、みどりを適切に管理すること」と示しているので、「みどりの管理計画を策定すること」など、提出してもらうかは別として、策定というところまでは阿部委員がおっしゃられたように、マンション等の管理組合でも、それによって共益費の算定がなされていると思いますので、少なくとも管理計画、特に除草とせん定はあると思いますので、「管理計画を策定すること」と書いていただければと思います。

他にございますか。

田邊委員)

広域連携でよくあるのは、市境や県境に橋が渡っていて、色の塗り替え等を両市の担当者が立ち会って決めていくなどということがよくあって、東京では世田谷区と川崎市などがあり、1回集まることで交流が生まれていき、運用上の課題を共有したりするといったこともありますので、積極的にそういう場を見つけて取り組めば自然に連携が生まれてくると思います。

池邊会長)

貴重なご意見ありがとうございます。橋や道路などのインフラに関わるものが広域連携のきっかけになると思う。あとは、高層建築物を建てるときにどの方向から見るのか、松戸市側が高くなることも考え

られるため、他の自治体の景観計画の眺望景観等を阻害しないようにするなどの配慮も必要なのではないかと思いました。

あとは、このあたりでは、河川や花火が歴史ある美しい重要な景観だと思いますので、そういった時に阻害にならないようにする意味合いなどがあると良いのではないかなと思っています。

他にございますでしょうか。宇津宮委員いかがでしょうか。

宇津宮委員)

78頁の手法のア～エの流れがよくわからない。なぜ、わからないか申し上げると、せっかくこれから景観を良くしていこうという時に、紳士協定の説明で「行政手続きが不要のため拘束力がなく、柔軟な運用が可能です」と書かれてしまうと、言葉は適切ではないかもしれませんが、抜け道を教えているような感じがして、せっかくやってきているものが台無しになってしまうと思います。一生懸命やってきても抜け道がありますよということを示しているようにみえて非常に気になっています。なぜ、イのところに紳士協定があるこの並びになったのか、このまま策定してしまうと、そういう印象を持った方もいらっしゃるのではないかと思います。

池邊会長)

緑化協定などほかの協定もあると思いますので、私もわざわざ紳士協定を記載する必要性はないのではないのかと考えております。

もちろん、協定としての種類を全部挙げろと言われたら紳士協定は入ってくると思いますが、ここにあって入れる必要性はないと感じております。こうやった時に、市民が「うちは紳士協定で良いよね」ってなってしまうと、誰も景観協定や地区計画までいってもらえなくなってしまうと思います。

阿部委員)

74頁の図でステップアップしていく流れを示しているように、「まずは話し合ってルールを決めましょう」「景観協定など法律に基づくルールを決めましょう」など、78頁のような用語解説で済ませるよりもそういう段階を示すことが重要ではないかと思います。紳士協定を入れるか入れないかは別の話です。

池邊会長)

74頁の⑪段階的な施策の推進に、紳士協定も含まれておりますので、むしろ景観づくりの意識の高揚に準じて、左側がだんだんとレベルの高い計画になっていくような形に変更していただければと思います。

ありがとうございます。入江委員いかがでしょうか。

入江委員)

紳士協定の「紳士」という言葉に引っかかってしまうと思いますので、もう少し違う言い方をすべきではないかと思いました。

それと、さきほどの木の種類、樹種についてですが、在来種と外来種というのは国で定義しているのでしょうか。

池邊会長)

国はリストを整備しております。

入江委員)

その国の定義に従って、在来種を多く守っていくことが望ましいということでしょうか。

池邊会長)

はい。それは世界的に虫や魚、卵でさえ在来種を守ることになっています。日本ではあまりないですけれども。

入江委員)

松戸では在来種が決まっているのでしょうか。

池邊会長)

市の在来種のリストがないということで、事務局としては「松戸の在来種は何か」を業者に尋ねられた際にリストがないことから、今回の景観計画改定への記述をやめようということになっています。あと、役所内でどこに使うのかはわかりませんが、外来種を使う何か計画があるということみたいです。

入江委員)

松戸市では、在来種を決めている担当はどこの人になるのでしょうか。

事務局 山下主査)

松戸市の在来種はこれです、というのを定める部署は特に定まっているわけではないです。ただ、樹木の管理を行っているところとしては、みどりと花の課とか、公園であれば公園緑地課が決めておりますので、そういった部署と調整を図りながら検討をしていきたいと思います。

池邊会長)

そうですね。生態系（リスト）について、柏市などでは定めていないのでしょうか。

柏市は千葉大なども関係してやっているとしますので、もし作ってあれば、とりあえずそれに準ずるですとか、あとは矢切の斜面林や浅間神社に生えているような、ただしあれは潜在植生ですので、正直言って潜在植生をあえてこの時期に植えるかということそれはノーで良いと思いますが、在来種というものがもともとあって、それが地域固有のものだということで特に草花とかそういうものに関しては大事にしている部分が多いと思いますので、（参考にしてみると良いのではないかと）。

例えば、板橋区のニリンソウとかサクラソウとかも含めてですね、サクラソウやニリンソウにも遺伝子があって、こっちのニリンソウとこっちのニリンソウは違うということまでも明確になっているようですので、ぜひこのあたりは世界の潮流、日本の環境省の潮流に合わせた形でやっていただければと思います。

他になければ、議題（１）については、以上でよろしいでしょうか。

続いて、議題（２）「松戸市景観表彰」の選考について事務局よりご説明をお願いします。

※議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について「松戸市景観表彰」の選考については、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報を含むため、非公開とする。

池邊会長)

それでは、本日の議案については以上ということでよろしゅうございますか。

全体を通じて何かございますでしょうか。

(全員 異議なし)

それでは以上をもちまして令和6年度第4回松戸市景観審議会を閉会いたします。事務局より連絡事項ありましたらお願いいたします。また事務局の皆様、(景観表彰の)対象選びにつきましていろいろと努力いただきありがとうございました。

事務局 菊地主幹)

池邊会長、議事の進行につきましてありがとうございました。

もう1点ございまして、次回、令和7年度であります、第1回審議会の日程は、令和7年の5月ごろ開催を予定しております。詳細につきましてはまた改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日、審議会委員の皆様にはお忙しい中、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。連絡事項は以上でございます。ありがとうございました。